

船舶事故調査報告書

平成27年2月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成25年7月14日 09時15分ごろ
発生場所	山口県光市大水無瀬島東方沖 <small>おおみなせ</small> 光市所在の徳山下松港光南防波堤灯台から真方位166°1,020m付近 （概位 北緯33°56.4′ 東経131°57.1′）
事故調査の経過	平成25年7月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	監視船 みなせ、5トン未満 291-36493山口、山口県 5.37m (Lr) × 1.95m × 0.99m、FRP ガソリン機関、36.80kW、平成8年8月
乗組員等に関する情報	船長 男性 41歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年6月4日 免許証交付日 平成25年5月21日 （平成30年6月4日まで有効） 同乗者A 男性 16歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者Aほか4人を乗せ、国民体育大会セーリング競技の山口県代表選手選考会の準備及び運営に従事するため、徳山下松港第4区のヨットハーバー（以下「本件ヨットハーバー」という。）を出発した。 本船は、大水無瀬島東方沖に着き、本件ヨットハーバーの運営本部に海面状況を報告した後、船長が右舷中央部の舵輪の前に、同乗者Aが操縦席後方にそれぞれ立ち、競技実施水域に向けて発進し、約17km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により南南西進中、右舷船尾部に搭載していたセーリング競技に使用するマークブイ（以下「本件ブイ」という。）が船外に落下し、本件ブイにつながっていたアンカーロープが勢いよく海面に出始めた。

	<p>同乗者Aは、本件ブイが船外に落下したことに気付き、右舷船尾部に移動し、本件ブイを引き揚げようとして右手で直にアンカーロープをつかんだところ、平成25年7月14日09時15分ごろ右手中指を負傷した。</p> <p>船長は、異変に気付いて機関を中立運転とし、同乗者Aが負傷したことを知り、運営本部に救急車の要請を依頼し、本件ヨットハーバーに戻った。</p> <p>運営本部は、救急車を手配し、海上保安庁に本事故を通報した。</p> <p>同乗者Aは、救急車で病院に搬送され、右中指切断と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m</p>
その他の事項	<p>本件ブイは、高さ約140cm、直径約110cmの円筒型ポリ塩化ビニル製であり、空気が注入されて膨らんだ状態であった。</p> <p>本件ブイの下部には、重さ約5kgのストックレス型アンカーを取り付けたアンカーロープ及び本件ブイを垂直に維持するための重さ約3kgのマッシュルーム型アンカーがそれぞれつながれていた。</p> <p>アンカーロープは、麻製で直径約8mm、長さ約30mであった。</p> <p>同乗者Aは、右手でアンカーロープをつかんで1～2秒後に放したが、このとき、走出するアンカーロープとの摩擦によって、右手中指を切断する負傷を負った。</p> <p>船長は、高校ヨット部の顧問として約10年の経験があり、ふだん、救助艇に乗船して練習の指導等に当たっており、ヨット部員に対し、強風時及びウインチ使用時のロープの取扱いについて注意を与えていた。</p> <p>同乗者Aは、高校ヨット部に入部してセーリングを初めて経験し、セーリング競技の運営艇に同乗して本件ブイと同型のマークブイを競技実施水域に設置した経験が3回あった。</p> <p>セーリング競技に選手として出場しないヨット部員は、救助艇や運営艇に同乗し、同競技の準備及び運営の補助に当たっていた。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 あり</p> <p>船体・機関等の関与 なし</p> <p>気象・海象等の関与 なし</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>本船は、大水無瀬島東方沖を約17km/hの速力で航行中、本件ブイが船外に落下し、本件ブイにつながれていたアンカーロープが海面に出始めた際、同乗者Aが本件ブイを引き揚げようとして走出するアンカーロープを素手でつかんだことから、負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、大水無瀬島東方沖を約17km/hの速力で航行中、本件ブイが船外に落下し、本件ブイにつながれていたアンカーロ</p>

	<p>ープが海面に出始めた際、同乗者Aが本件ブイを引き揚げようとして走出するアンカーロープを素手でつかんだため、発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>本事故後、セーリング競技主催者は、緊急理事会を開催して安全対策について協議を行い、再発防止のため、「運営艇の安全運航に係る安全対策について」と題する文書を作成し、搭載物の移動防止及びロープの取扱い等に関する注意事項を周知した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船内のマークブイ等の搭載物が移動又は船外に落下しないように固縛するなどの措置を採ること。 ・ 乗船者に対し、動いているロープ類を手でつかむことの危険性を周知すること。